

生徒・保護者の皆様

授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

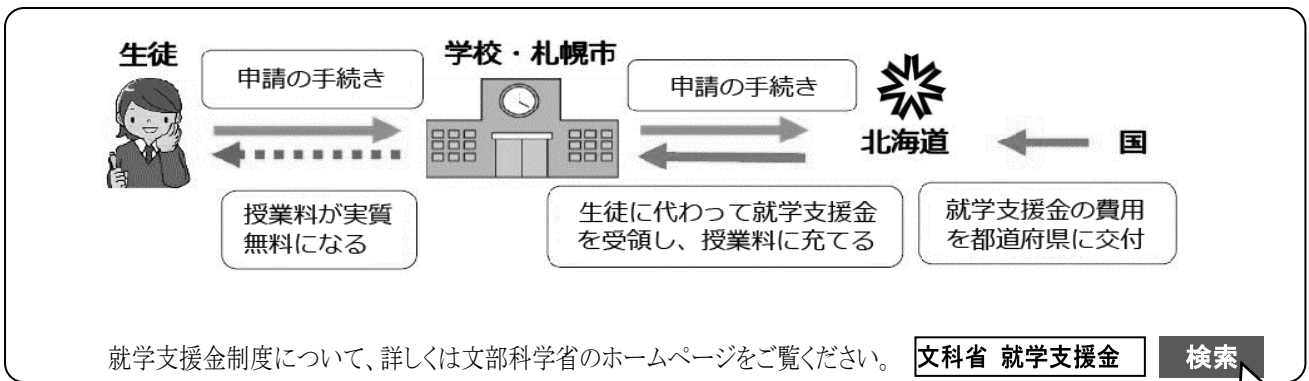
札幌市立高等学校の授業料は、全日制は月額 9,900 円、国の制度である「高等学校等就学支援金」を受ける方は、授業料が実質無料となります。

1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額（モデル世帯（※1）で年収の目安 910 万円程度）より少ない方は、札幌市立高校を含む公立高校の場合、授業料相当額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度で、8割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。

就学支援金が認定された生徒の授業料は国が負担し、札幌市に直接支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。

（※1）「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子供がいる 4 人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。



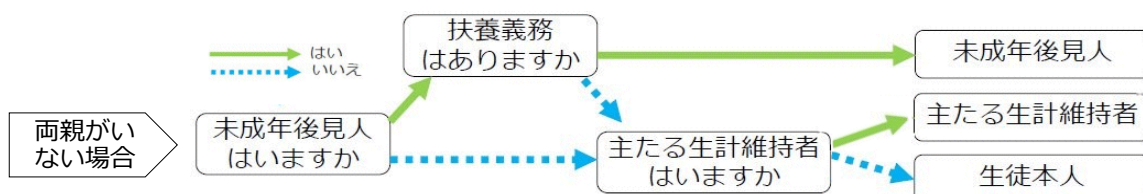
2 受給資格

日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- (1) 保護者等（※2・3）の市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除の額※」の合計が **304,200 円未満**
※政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- (2) 高等学校等を卒業または修了していない
- (3) 高等学校等に在学した期間が通算で 36 か月（※4）を超えていない

（※2）保護者等は原則として両親（離婚や死別により親権者が 1 人の場合はその 1 人）ですが、DV や失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等に含めません。

（※3）両親ともいない場合、次の方を保護者等とします。

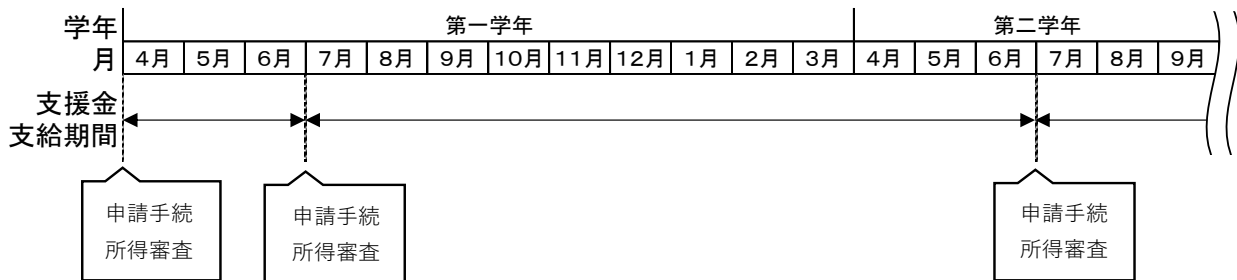


(※4) 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1か月を3/4か月に換算します。(例：定時制高校に20か月在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算)

3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、7月から翌年6月までです。(4～3月ではありません。)
そのため、1年生は4月と7月の2度申請を行います。2年生以降は年に1度、7月に申請を行います。

就学支援金の申請時期と支給期間のイメージ



4 就学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

申請・届出の手続きは、国の就学支援金オンラインシステム『e-Shien』で行います。インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から『e-Shien』にアクセスして、就学支援金の申請、本人・保護者等情報の入力・確認・修正、申請結果の確認などを行うことができます。

『e-Shien』のご利用にはログインIDとパスワードが必要です。入学時に学校から交付された「ログインID通知書」に記載のIDとパスワードを使用してください。通知書の紛失などによりIDとパスワードが分からない方は、学校へ申し出てください。

また、『e-Shien』の利用マニュアルは本校HPや文部科学省HPに掲載しておりますので、御確認ください。

高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』 ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

上記のURLを直接入力するか、右のQRコードを使用してください。



『e-Shien』の利用にはインターネット環境が必要です(スマートフォン、タブレット等の携帯端末も利用できます)。インターネット環境がないなどの事情により、『e-Shien』を利用できない方は、学校に御相談ください。

5 その他

家計の急変や、保護者の変更があった場合などは学校事務室まで御連絡ください。

その他、御不明な点や御相談がある場合も学校事務室まで御連絡ください。